

別記様式第4(第4条関係)

認定棚田地域振興活動計画の変更の認定申請書

葛 第 4990 号

令和6年3月13日

総務大臣	松本 剛明	殿
文部科学大臣	盛山 正仁	殿
農林水産大臣	坂本 哲志	殿
国土交通大臣	斉藤 鉄夫	殿
環境大臣	伊藤 信太郎	殿

葛城市長 阿古 和彦

令和3年9月7日付けて認定を受けた指定棚田地域振興活動計画について下記のとおり変更したいので、棚田地域振興法第10条第5項の規定に基づき、認定を申請します。

記

1 変更事項

- ・指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項(棚田等の名称及び範囲)
- ・協議会規約

2 変更の内容

- ・保全を図る棚田等の範囲(別添1)の変更
- ・協議会規約の一部改正(第28条第3項)

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称: 葛城山麓地域棚田振興協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項(棚田等の名称及び範囲)

葛城山麓地域の棚田

【当初 24.3 ha(うち 1/20 以上の棚田 13.6 ha)→変更後 26.7 ha(うち 1/20 以上の棚田 21.7 ha)】

範囲については、別添1のとおり

2 指定棚田地域振興活動の目標

(1) 棚田等の保全

○耕作放棄の防止・削減

・令和6年度までに、葛城市地域包括支援課が事業展開している、「農福連携」を活用し、耕作放棄地を減少させ、営農を維持する。

○担い手の確保

・令和6年度末までに、棚田の保全に取り組むため、保全メンバーを 13 人から 20 人に増加させる。

○生産性・付加価値の向上

・サンショウや大和シャクヤク等薬用作物で、地域に適應する農作物を検討し作付けを実施する。

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

○農作物の供給の促進

・令和6年度末までに、棚田米の生産量を現状の33,820Kg から34,570Kg に増加させる。
・令和6年度末までに、古代小麦をブランド化し販売を実施する。

○自然環境の保全・活用

・令和6年度末までに、野生鳥獣捕獲設備を 2基整備し、令和2年度被害額約200,000円の減少を目指す。
・各棚田地域において、小学生を対象とした生き物調査を年1回実施する。

○良好な景観の形成

・棚田や周辺に、ひまわり等の植栽をおこない、美しい田園風景を維持する。
・棚田畦畔の除草や周辺水路の清掃を実施する。

○伝統文化の継承

・地域の伝統であるとんどやおんだまつりの開催を継続する。

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

○棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

・令和6年度末までに、棚田オーナー制度/トラスト会員制度を確立する。

○棚田を観光資源とした地域振興

・令和6年度末までに、棚田の説明看板(案内看板)を県道沿いに整備し、年間 500 人の観光客を誘客する。
・令和6年度末までに、棚田の周辺に空き家/古民家を再生・活用しながら農家レストランの構想をつくる。

- ・山麓ウォークの開催を継続し、年間 800人の参加者を確保する。
- 棚田米等を活用した六次産業化の推進
- ・令和6年度末までに棚田米を原料とした酒粕の販売を実施する。

3 計画期間

認定の月～令和7年3月

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施することとする。

① 棚田等の保全

・耕作放棄の防止・削減

葛城山麓地域の棚田において、葛城市地域包括支援課が「高齢者の居場所づくり」として事業展開している生活支援体制整備を活用し、高齢者に耕作放棄地で農作物を栽培してもらい、耕作放棄地の減少に務める。

・担い手の確保

葛城市農業委員会及びなら担い手・農地サポートセンターと連携しながら、棚田地域における担い手の確保を促進し、営農指導や販売支援をおこなう。

・生産性・付加価値の向上

サンショウや大和シャクヤク等の薬用作物で、地域に適應する農作物の検討をおこない、作付けをおこない販売構想を確立する。

② 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

・農産物の供給の促進

古代小麦の作付けを検討し、さらにブランド化するためのパッケージの考案をおこない、販売を実施する。

・自然環境の保全・活用

棚田地域で侵入防止柵を 300m、檻を 2ヶ所設置し、鳥獣被害対策を推進する。

有識者を招いて、生物多様性豊かな棚田を活かした環境教育を小学生100人を対象に年1回実施する。

・良好な景観の形成

地域の子ども会や女性の会と協力し、葛城山麓地域の棚田にひまわりやコスモス等を植栽する。

葛城山麓地域の棚田において、畦畔の除草や水路の掃除等、地域住民や地域外の住民に参加してもらい、年3回実施し、参加人数は360人で共同活動に取り組む。

・伝統文化の継承

地域の古くから伝わりとんどを各地区の棚田において年1回実施する。

おんだまつりを、旧忍海村地域の笛吹地区棚田において年1回開催し、若者や子ども達に地域伝統の大切さを伝えていく。

③ 棚田を核とした棚田地域の振興

・棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

棚田オーナー制度/トラスト会員制度の導入を検討し、奈良県や葛城市などの広報機関の活用や、「フィールドワークによる持続可能な観光地の可能性」をテーマに、協力提携してい

る大阪商業大学制作による棚田地区のPR動画や、パンフレットを活用し会員募集を図る。
集客実績のある山麓ウォークを継続開催し、周辺地域の特産物の展示や提供をおこない
棚田地域に観光客を誘客する。

・棚田を観光資源とした地域振興

葛城山麓地域の棚田を説明する看板を設置し、観光客を誘客することを図る。

葛城山麓地域の棚田周辺に、古民家レストランを整備し、観光で稼げる仕組みを構築する。

・棚田米等を活用した六次産業化の推進

棚田米を原料とした酒粕の開発・製造・販売を、地元酒造メーカーと取り組むともに、新たな販路を開拓する。併せて、地域の道の駅等で販売し、地域内の生産・消費循環を促進する。

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の指定棚田地域振興協議会の参加者である。

5 葛城山麓地域棚田振興協議会に参加する者の名称又は氏名

葛城山麓地域棚田振興協議会は、奈良県中部農林振興事務所、葛城市農林課、農業者、地域住民で構成。

参加者の名称又は氏名については、別紙のとおり。

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項